

関西労災職業病 4月号

(通巻第205号)

関西労働者安全センター 1992.4.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



昭和50年代の石綿紡織工場スナップ

◆目次◆

- アスベスト含有タルクで悪性中皮腫…………… 1
- タルクとアスベスト関連疾患…………… 3
- 胸膜中皮腫の診断まで…………… 7
- アスベスト職業ガン 110番開設……………10
- 前線から(ニュース)……………11
- 外国人労働者の労災⑥……………13
- じん肺被災者の横顔⑥……………15

アスベスト含むタルク吸引による悪性胸膜中皮腫

日本で初めての労災認定 ― 堺の故大塚信太郎さん(元ゴム工場労働者)

アスベスト(石綿)による健康被害の救済を目的に、アスベスト規制運動の一貫としてアスベスト職業がん

ン一〇番が昨年七月に実施され、これをきっかけに大阪でも労災認定や損害賠償などに取り組んできた。

その中の一つとして、石綿そのものではないが、石綿を含有しその危険性が近年指摘されてきていた「タルク」粉じんを吸い、石綿肺と悪性胸膜中皮腫を発症した、堺市の故大塚信太郎さんの件について、主治医からの相談を契機に昨年一〇月に労災申請し、認定に向けて協力してきたが、四月二四日、堺労基署は業務上疾病として認定した。

アスベスト含有とはつゆ知らず

大塚さんは、大正六年生まれで昭和一七年から秋山ゴム(大阪市福島区野田付近)で地下足袋、合羽、長靴などのゴム製品製造に従事した。

生ゴム原料を切断し、ロール機でゴムシートにし、これを切断、加工して製品に仕上げていくが、この際、ゴムシートが互にくっつかないよう「打ち粉」としてタルクを使用していた。このとき、マスクはほとんどつかわず、使ったとしても衛生マスク程度だったという。粉じん物質としては他にも黒鉛なども使用し

ていた。

空襲で焼け出され、一時、工場は千早赤坂村に移転、昭和二〇年代後半には堺市戎島に移り昭和三七年に経営不振で日本ゴム(現社名はアサヒコーポレーション)に吸収され同時に閉鎖されるまで大塚さんは現場で働いた。その年に、新大阪ゴム(大阪市西淀川区千舟付近)に転職、ここでは製造部長を勤め、ほとんど現場作業にはタッチしなかったが、昭和四七年頃の健診で「じん肺」を指摘されていたという。昭和四八年倒産とともに退職した。

大塚氏の生前のお話しによると、息苦しさは年齢を重ねるにしたがっ

申請者はがんで死亡

堺労働基準監督署は二 堺市内の病院に入院し
十四日、一悪性胸腺中皮 腫(しゅ)胸腺のがん) かないようにするため
で今年二月、七十四歳で ゴム工場では、アスベス
トを含むものもあるタル
南町、大塚信太郎さん クを、打ち粉としてま
いに、一発粉タル ている。大塚さんは昨年
ク(滑石)に 七月、労災補償
を申請した。

堺労基署

同労基署は

(石綿吸引が
原因)と労災
認定した。労
基署がアスベ
ストの健康被
害をタルクに
まで拡大し認
めた例は初め
て。支援した
関西労働者安
全センター
(大阪市西区)
は「タルクは
農薬から化粧
品まで幅広く
使われている
。同様の原
因で発病した
人は相当いるとみられ
る」としている。

アスベスト被害 認定 労災も吸引もタルク

「アスベストを
吸わないと起こ
らない症状で、
作業内容につい
て第三者の証言
も得られたの
で、認定した」
と説明。

仕事でアスベ
ストを吸い肺が
ん、悪性中皮腫
などになった人
は七八年の労働
基準局長通達以
降、労災保険の
補償を受けられ
る。しかし、因果
関係がつかみに
くいこともあり、九〇年
までの十三年間で労災認
定を受けた人は百十人。
横山邦彦・元国立養
生ゴム加工の仕事を従
事。八〇年代の後半から
で悪性中皮腫になった例
は学会にも報告例がな
く、一と話しする。

大塚さんは一九四二年
から六二年まで、大阪市
内のゴム製品製造会社で
生ゴム加工の仕事に従
事。八〇年代の後半から
で悪性中皮腫になった例
は学会にも報告例がな
く、一と話しする。

大塚さんは一九四二年
から六二年まで、大阪市
内のゴム製品製造会社で
生ゴム加工の仕事に従
事。八〇年代の後半から
で悪性中皮腫になった例
は学会にも報告例がな
く、一と話しする。

92.4.25 毎日新聞

であったということ。「太りすぎか
なとも思っていた」ということだっ
た。その後、悪性中皮腫という不治
の病魔に襲われることになった。悪
性中皮腫はアスベストを原因とする
疾病といわれているが、職歴上アス
ベストを扱ったことがないことが壁
だったが、職歴についての本人、同
僚の聞き取りから、アスベストを含
有している「タルク」に行き当たっ
た。

生前、聞き取りやお見舞いで何度
かお会いしたが、そのたびごとにし
んどさがまじっておられるようだった。
特に胸の痛みを強く訴えておられ、
心中察するに余りあるものがあつた。
ご家族も大変心配されていた。

労災申請は、最終事業場が堺市と
いうことで堺労基署に申請した。労
基署でも症状や職歴を前向きな姿勢
で調査し、前例がないにもかかわらず
ず、因果関係が明確なことから今回
に認定となったと思われる。

タルク中のアスベストによる健康
障害のうち肺ガンについては、昨年
5月に労働保険審査会でやっと労災
認定された事例がある。これは、泉
大津市のオーツタイヤの労働者で泉
大津労基署が不支給処分としていた
もの。したがって、今回の大塚さん
の場合は、タルクによるものとして
は二例目、悪性中皮腫では初めての
ケースということになる。新聞記事
にもあるように学会でも報告例はな
いとこのことで、タルクの危険性と石
綿被害の広がりを示すものとして注
目される。今後、タルク中のアスベ
ストについてもきちんとした規制が
設けられるべきだと考える。

なお、以下に、今回の問題に対し
て協力して取り組んだ熊谷信二氏
(大阪府立公衆衛生研究所)にタル
クとアスベストについて、故大塚さ
んの主治医大成功一医師(市立堺病
院内科)に臨床医としての報告をよ
せていただいた。

タルクとアスベスト関連疾患

熊谷信二（大阪府立公衆衛生研究所）

二、三年前に小学校の天井や壁の吹き付けアスベストが問題になりましたが、その時に新聞などで品質の悪いベビーパウダーにはアスベストが含まれているという報道があったことを記憶しているでしょうか。これはベビーパウダーの原料であるタルクに不純物としてアスベストが含まれているためです。大阪で一九四二年から二〇年間ゴム工場で働いていた労働者が石綿肺と悪性中皮腫になり、今年二月に亡くなりました。ゴム製品製造過程では充てん剤や打ち粉としてタルクを使います。安全センターではタルクに含まれるアスベストが原因と確信し、昨年一〇月からこの労災認定に取り組み、この

問題をきっかけにしてタルクについて調べてみました。

タルクとは

タルクというのは「滑石（かっせき）」とも呼ばれている白い石です。含まれる不純物の種類によっては少し緑がかった色をしています。昔、地面に絵を画くのに「ろう石」を使いましたが、それがタルクや葉ろう石です。産業用には原石を粉碎して非常に細かい粉にして使用します。産業利用の分野は表1に示すように多岐にわたっています。ゴム製造では充填剤としてゴムの中に混ぜたり、ゴム同士がくっつくのを防ぐために

表1 タルクの産業利用

（石綿・セオライトのすべこ、環境庁監修、135頁）

打ち粉として使用します。製紙用にも使われ、充てん、つや出し、インキの散り防止、なめらかさの向上な

製紙用	充填剤，塗被剤，顔料
繊維用	充填剤，増量剤，仕上げ剤
ゴム用	補強充填剤，増量剤，加工性増進剤，打粉剤
農薬用	稀釈分散剤，効果持続性増進剤
医薬用	外用散剤，軟コウ基剤，整形，ろ過増進剤
顔料・ペイント用	顔料，沈降防止剤，増量剤，流動性増進剤
化粧品用	基剤，顔料，滑り剤
プラスチック用	充填増加剤
鉛筆用	顔料，可塑剤，充填剤
その他	窯業，ガラス工業などにおける白色彩薬，磁器原料，打粉剤

どの役割を果たしています。またベビーパウダーや「おしろい」はまさにタルクそのものです。その他に白い色をしているので顔料などにも使用されます。

日本にも北海道、岩手、福島、茨城、群馬、埼玉、静岡、岐阜、奈良、和歌山、標語、岡山、山口、愛媛、高知、徳島、福岡、長崎、熊本などに多くのタルク鉱山がありました。現在は関東と兵庫などのわずかの鉱山が稼働しているだけです。国内生産量は一九四八年の一・三万トンから七四年の一七・八万トンまで増加しますが、以降減少し、八五年には二・四万トンになっています。輸入量は一九四八年の六〇〇トンから増加し続け八四年には約六〇万トンになっています。輸入元は中国、韓国、インド、米国、オーストラリアなどです。

タルク中のアスベスト

表2 タルクおよびベビーパウダー中の共存鉱物と石綿の定量結果

(※140頁)

試料名	産地	構成鉱物					石綿含有量 (クリソタイル)
		タルク	緑泥石	クリソタイル	角閃石	雲母	
タルク 1	米国(カリフォルニア)	◎	—	·	·	·	—
タルク 2	米国(モンタナ)	◎	◎	·	·	·	trance
タルク 3	中国(広西)	◎	◎	·	·	·	0.85%
タルク 4	中国(広西)	◎	◎	·	·	·	0.95%
タルク 5	中国(不)	◎	◎	·	◎	○	—
タルク 6	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	—
タルク 7	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	—
タルク 8	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	2.6%
タルク 9	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	0.25%
タルク 10	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	trance
タルク 11	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	—
タルク 12	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	1.2%
T 1	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	0.15~0.2%
T 2	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	—
T 3	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	—
T 4	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	0.5~0.55%
T 5	中国(遼寧)	◎	◎	·	◎	○	—
ベビーパウダー A	社	◎	◎	·	·	○	0.4%
ベビーパウダー B	社	◎	◎	·	·	○	1.8%
ベビーパウダー C	社	◎	◎	·	·	○	—
ベビーパウダー D	社	◎	◎	·	·	○	0.4%
ベビーパウダー E	社	◎	◎	·	·	○	0.3%
ベビーパウダー F	社	◎	◎	·	·	○	0.9%
ベビーパウダー G	社	◎	◎	·	·	○	—

◎主成分 ◎やや多い ○微量 ·trance (<0.1%) —無し又は測定限界以下

タルクの産状にはふたつあります。ひとつはドロマイトやマグネサイトなどの石灰質岩石が熱水変質作用を受けてタルクになったもの、そしてもうひとつは蛇紋岩などの起塩基性岩が熱水変質作用を受けてタルクに

なったものです。

蛇紋石系のアスベストであるクリソタイルはタルクと同種の成分（マグネシウム、ケイ素、酸素、水素）からなり、安定領域はタルクと接しているため、タルクと共存することがしばしばあります。また、不純物としてカルシウムや鉄を含んでいる場合には、トレモライト、アクチノライト、アンソファイライトなど角閃石系のアスベストも共存しています。表2にタルクの分析例を示します。

主要な輸入元である中国産のタルク八種類中、五種類に、また韓国・朝鮮産のタルク五種類中、三種類にクリソタイル（〇・一〜二・六％）が検出されています。また、中国産、韓国産、各一種類では角閃石が検出されています。この分析では角閃石の種類までは同定していませんが、アクチノライト、アンソファイライト、トレモライトなどの角閃石族のアスベストの可能性もあります。日本産

のタルクについては秩父（埼玉県）

のものしか分析例がありませんが、角閃石がかなり含まれています。表2には、国内で使用されていた七種類のベビーパウダーの分析結果も示していますが、五種類にクリソタイル（〇・三〜一・八％）が、また三種類に角閃石が検出されています。以上の分析結果は、国内で使用されているタルク中かなり一般的にアスベストが含まれていることを物語っています。

また、国内産のタルクは上述した産状の後者のタイプであり、その分布は蛇紋岩の分布と一致しています。このためか、蛇紋岩を粉砕したものが、タルクという名前で市販されている場合があると聞きます。したがって、蛇紋石系のアスベストであるクリソタイルが相当含まれている可能性も考えられます。

タルクによる健康障害

タルク鉱山などで働く労働者にしん肺（タルク肺）が発症することは古くから知られていましたが、不純物であるアスベストに起因する健康障害もタルク労働者に見られ、最近注目されています。

旧東ドイツの中央労働医学研究所のコネツケ氏らは、同国の癌登録より、一九七〇〜七五年までの六年間に悪性中皮腫として登録された九一人について、アスベスト曝露との関連を検討しています。全ケースの三六・七％が職業的にアスベストに曝露されており、さらに非職業的にアスベストに曝露されていた人およびアスベスト曝露の可能性のある人を含めると、四六・一％のケースでアスベスト曝露との関連が考えられました。職業的にアスベストに曝露されていたケースの中にアスベスト

含有タルクを扱っていたケースも含まれており、一九・六%を占めています。それは悪性中皮腫の全ケースから見ると七・二%を占めており、具体的な職業としてはゴム・タイヤ産業、化学産業、製紙業、紡織業、革産業、製菓業などがあげられています。

ニューヨーク州環境疫学労働衛生局のビアンナ氏は、ニューヨーク州の中で悪性中皮腫の罹患率が高い六つの郡において、患者の職歴などを調査しています。三ケースの中で二人がアスベスト曝露の可能性があり、このうちタルクとの関連では男性のタルク鉱山四人、製紙工場三人、農業七人が、女性のタルク労働者があげられています。

オーストラリアの労働者補償委員会のバーネス氏は、同国で一九六〇〜七二年の間、装飾品製造に従事していた労働者の悪性胸膜中皮腫について報告しています。ゴムの casting

を使って casting、清浄、塗装後、寶石をセットする作業をしていましたが、タルクを casting と casting の分離材として使用していました。剖検では肺に含まれていたアモサイト量が三〇〇万繊維（五ミクロン以上）／乾燥肺試料一g（透過型電顕法）と正常人の六倍検出されています。

ドイツの医学アカデミー労働医学研究所のフレシグ氏は、最近一〇年間にドイツのドレスデン地方で見られた腹膜中皮腫患者九人について報告しています。この中に職業的にアスベスト含有タルクの曝露を受けていた者一人が含まれています。一人は製菓工場で働き（一九四九〜七一年）、アスベストを含むペーパーフィルターとタルクに曝露されましたが、一九八四年に中皮腫と診断されています。もう一人は砂糖菓子製造に従事し（一九二七〜二八八年）、分離材として使用していたアスベスト含有タルクに曝露され、一

九六七年に悪性中皮腫で死亡しています。

ニューヨーク州立大学の産業衛生学科のクラインフェルト氏はニューヨーク州のタルク鉱山の採掘・粉碎労働者の死亡割合に関する疫学調査を行なっています。このタルクには蛇紋石、トリモライト、カーボネート、遊離珪酸が含まれていますが、調査結果によると肺および胸膜の癌による死亡割合が、米国人男性の死亡割合に基づいて算出された期待値に比較して有意に上昇していました。

国内では労働省産業医学総合研究所の神山氏の症例報告があります。それによると、秩父産のタルクにはアクチノライト（角閃石系のアスベスト）が含まれており、このタルクの粉碎作業に従事していた労働者に石綿肺が見られ、生検肺組織および肺胞洗浄液からアクチノライトが検出されています。

神山氏は大阪府下のタイヤ製造工場に雇用されていた労働者の肺癌例も報告しています。この労働者はタイヤ製造工程においてタルクを打粉として使用していました。このタルクにはアクチノライトが含まれており、肺の剖検資料からもかなりの量のアクチノライトが検出されています。

タルク取り扱い労働者に注目を

大阪のゴム工場で働いていた労働者に発症した石綿肺、悪性中皮腫の労災認定に取り組む中で、国内でもアスベストによる健康障害を発症したタルク関連の労働者が既に二例あること、また諸外国においても報告のあることがわかりました。

産業現場ではタルクは非常に細かい粉末で扱われることが多いので飛散しやすく、このため工場内のタルク粉じんの濃度は高いと思われれます。

この粉じんの中にアスベストが含まれているとすると、タルクを扱う労働者にアスベストによる健康障害が引き起こされても不思議ではないのです。表1に示すように、タルクは多くの産業で使用されています。造船や保温工などアスベストそのものを扱ってきた労働者と比較すると、タルク労働者のアスベストばく露量

大塚氏の胸膜中皮腫の診断に到るまで

大成功一 (市立堺病院・内科)

大塚氏が原因不明の胸水で入院されたのは一九九〇年一月五日である。このとき、胸膜中皮腫を一度は疑いながら、職業歴からアスベストやタルクの使用を確認することができず、診断をつけることが出来なかった。

そのため確定診断が出来たのは第二回目の入院の九一年七月になってからであった。一年半の診断の遅れに

は少ないと考えられますが、これまでにアスベスト産業としてあまり考慮されてこなかった産業でもアスベストばく露があることは注目する必要があります。特にアスベスト検診などで過去の職歴の調査の際にはこれらの産業も念頭におくこと、また今後、タルク労働者を対象とした疫学調査の実施なども望まれます。

反省をこめて経過を振り返り、今後の教訓としたい。

◇ ◇ ◇

大塚氏は内科初診の五年前、当院外科で胆石の手術を受けている。退院後、外科外来に定期的な通院を続けていた。八九年十二月末ごろより急に階段を登る時などに息苦しさを覚えるようになった。九〇年一月五

日、外科受診時にそのことを訴え、胸部レントゲン撮影を受けると、右胸腔に中等度の胸水が認められた。そのため、内科紹介され、胸水の原因の精密検査のため即日入院となった。

胸腔にカテーテルを挿入し吸引排液すると、胸水六〇〇mlが排液された。出来る限り排液したのち胸部断層写真を撮り、肺炎・肺結核・肺ガンの特徴的な陰影があるかどうかを判定した。しかし、肺内に異常陰影は認められない。胸水を細菌培養、細胞診その他の検査に出すが、特異的な所見は見当たらない。このように通常検査で原因不明の胸水は主治医泣かせてである。

次の段階で診断のために取られる方法としては、生検針による胸膜生検か、抗結核剤の試験的投与（診断的治療と呼ばれ、投与して胸水が消失すれば結核性と考える）がある。このケースでは後者を選択し、一月

一三日から投与を開始した。

しかし、抗結核剤の投与にもかかわらず、胸水は二週間にわたって増え続けた。また、喀痰細胞診で一度だけだが、癌の疑いのある細胞が見つかった。追いかけるように嘔声が出現した。また、胸部CT、胸部断層写真で横隔膜に石灰化をとまなう細長い胸膜肥厚を数条認めた。これはアスベストシス（石綿肺）の胸膜プラークに酷似している。もしもアスベスト曝露歴が証明されれば胸膜中皮腫の可能性も考えられる。一月二七日、中皮腫の時に上昇すると言われている胸水のヒアルロン酸測定をしている。思えばこの時期、正しい診断の一手手前にいたのだが。

しかし、胸水のヒアルロン酸は正常値であった。問診しても患者の職業は「ゴム工場勤務」であり、作業工程を詳しく調べてもアスベストを扱った形跡がない。主治医にとっては悪性腫瘍の疑いがありながら決め

手に欠ける苦しい時期であった。家族への病状説明で開胸胸膜生検をする必要があるかもしれないと告げる。家族は生検に積極的ではなかったが、主治医が強く勧めれば了承されただろう。そのまま生検を強行してみればこの時診断がついたはずだ。ところが、皮肉にもこの時期に相次いだ次の二点が診断を中皮腫からそらす修飾因子だった。

第一に、このころから、胸水は減少を始め、消失した。抗結核剤で消失したからには結核性の可能性が高い。されなら、胸膜石灰化もプラークではなく、古い結核性胸膜炎の痕なのかもしれない。

第二に、それに追い打ちをかけるように、二月二八日、嘔声で受診中の耳鼻科で喉頭ガンが見つかった。嘔声と喀痰細胞診の結果はこれで説明がつく。病巣は小さいので治療としては放射線療法（リニアック）で根治可能である。

結局この時の入院では生検せず、「結核性胸膜炎+喉頭ガン」を最終診断としてしまったのである。生検を行って中皮腫と診断したのは、一年半後、病状が悪化してからのことであった。悪性胸水も無治療で消失することもある。一つの癌が見つかったら、もうひとつ重複癌ということもある。初回入院で生検しなかったことが悔やまれる。臨床家として、もって銘すべし、であろう。

診断が確定してからあわてて安全センターに相談し、アスベスト曝露歴を洗い直すことになった。原因は思わぬところに潜んでいた。ゴム工場では製品がくっつかないように、タルクを「打ち粉」としてゴム表面にまぶす。この「打ち粉」を容疑アリとして疑ったのは安全センターである。「打ち粉」の成分をタルクと特定し、文献をあさって含まれるアスベストによる危険性を証明したのは別稿を書かれている熊谷さんであ

る。私は一臨床医としては職業歴には注意をはらっているつもりであったが、作業工程に当事者さえ知らない落とし穴が潜んでいることを考慮していなかった。もし自分で「打ち粉」まで聞き出すことが出来ていても、アスベストしか念頭になかった

のでタルクのことまでは思いつかなかったかもしれない。安全センターとアスベスト対策大阪ネットワークの賜物である。

大塚氏は忍耐がよく闘病生活を送られ、今年二月一日永眠された。御冥福祈ります。

外国人労働者の労災白書 92年版

—— 深刻化する労働災害・・・問われる日本の国際性

全国労働安全衛生センター連絡会議 編

A5版 一二八頁

(定価) 一〇三〇円 (送料別)

目次

- (第一部)
- 増加しつづける外国人労働者の労働災害
 - 悪質な労災隠し
 - 労働しても労働者とされない外国人
- (第二部)
- 死んでまで差別される外国人
- (資料)
- 関係団体一覧
 - 労働省通達 他

※お申込みは、当センターまでどうぞ

アスベスト(石綿)職業ガン一〇番開設 — 四ノ二八 —

昨年につづき二回目、全国一四ヶ所で

アスベスト(石綿)職業ガン一〇番が、四月二八日、全国一二都道府県(東京、新潟、神奈川、大阪、

愛媛、広島、高知、愛媛、熊本、大分、宮崎)一四ヶ所で開設された。

昨年七月につづいて二回目で、アスベスト曝露歴のある労働者、石綿肺・肺ガン・悪性中皮腫などの健康被害を受けた労働者または遺族・家族からの相談を受け付けようというもの。本誌でも報告してきているように、昨年の一〇番をきっかけに各地で労災認定などの取り組みが行われてきており、アスベスト被害を社会的にアピールするという成果をあげてきている。今回は、これをさらに進めるとともに、社会党のアスベスト規制法案が今国会で提出される

ことにあわせ、明らかにされた被害実態を法案審議に生かしていくことも予定されている。

当日の相談件数は、午後三時までで一六件と昨年の件数を下回ったが、アスベスト被害者からの深刻な相談が寄せられた。

船内電気工事で悪性中皮腫に

当安全センターでも、吹きつけ材など建築物関係の相談を含めて、約二〇件の電話があった。その中でも深刻だったのは、造船所で船内電気工事に従事して悪性中皮腫を発症した男性の家族からの相談で、当日センターにも来所された。

他地域でも、石綿肺患者と思われる

る元造船工やパッキン製造に従事した経歴があり悪性中皮腫にかかり現在入院中でもう一週間もつかどうかという患者の家族からの相談などがあった。(全国集計の詳細は次号で)アスベストによる健康障害である石綿肺、肺ガン、悪性中皮腫はアスベスト曝露から二〇〜三〇年後に現れてくる。過去のアスベストの大量使用の事実と現在も年間約二〇万トンを使い続けていることを考えると、今後の被害拡大が十分予想される。被害実態を明らかにしていくとともに、アスベストの製造・使用の禁止を早急に実現するための活動をさらに強化していかなければならない。

前線かゝる

腰痛被災者を不当解雇

解雇撤回求め

労災申請へ

ユニオンひごろ

大阪

木材関係の
商社紅中の経
理補助Mさん
が解雇された
のは、この一
月末日のこと
だった。Mさ

補償請求等を要求した交渉
では、就業規則に定める退
職届けすら出されていない
にもかかわらず会社側は、

者がおらず、腰痛が勤務中
のものとは知らなかった」と、
Mさんが同僚数名に話した
こと、診断書は会社に提出

「解雇ではなく
依願退職である」
と言い張るばかり
だった。

済みという事実には反する回
答をしたうえ、最後まで労
災申請への協力を拒否し
た。

さらに「腰痛
を労災とは考え
ていない。現認
二度目の交渉でも平行線
をたどったため、事業主証
明なしで労災申請をするこ
とにした。ぜひとも、認定、
解雇の撤回を勝ち取りたい。

東南

地労委へ最終意見陳述

勝利命令めどし
抗議行動の集中を

四月二日ユニオンとうな

側シムラの姿勢を不当労働

んは、組合員仲川君の労災

行為として救済命令を下す

解雇の撤回要求を交渉を一

よう、最終陳述書を地労委

方的に打ち切ってきた会社

に提出した。

シムラ闘争 ユニオンとうなん

地労委の審問において、

会社側の挙げた「勤務態度
が悪い」という理由が根拠
をもたず、むしろ労災補償
などの権利主張を行う仲川
君を、アルバイトという不
安定な雇用関係に乗じて、
解雇したことが浮きぼりに
なってきた。にもかかわら
ず会社シムラ側は、地労委
の和解あつ旋に「申立ての

んは、昨年十月勤務中に電
話をとろうと、向かいの机
上の受話器に手を伸ばし急
いで椅子から腰を上げたこ
きに腰をひねり、腰部捻挫
の診断を受け、通院療養中
であった。
ユニオンひごろの協力を
得て、解雇撤回、労災療養

取り下げ以外の和解はない」と拒否、労働者嫌悪を姿勢に固執している。

ユニオンは、解雇・団交拒否の不当性を十分に立証しており、今後は、今秋の勝利命令をめざして抗議行

動を展開していく。すでに、

四月三日には、五〇〇人の

東南地域センター傘下の労働者がシムラ社前抗議デモ

を行い、四月十八日には、

奈良の労組の支援を得て社

長宅への抗議行動を行うな

どの行動をとって来た。

安全センターも

支援を強化していききたい。

土木作業の労災事故 障害等級七級

東南 上積み補償交渉 和解 ユニオンとうなん

道路に埋設してあったガ

ス管撤去中、パワーショベルのバケットに指をさらわれ、重度の神経症状を残した組合員富田さんの上積み補償を求めてユニオンとうなんは元請けと行ってきた交渉が三月三十一日合意に達

した。

ユニオンとうなんは、富田さんが指をさらわれたのは、誘導者を配置せず、運転手と二人だけの作業となったために起こったためであるとして会社側に上積み補償を要求してきた。

しかし、七年前

の事故で、しかも

会社が事故後六か

月も経ってから、

発生状況を偽って

労災申請をしていままに

なっていたために、こちら

側の主張を裏付ける証拠や

証言を得ることができず、

「運転手が手を挟まないよ

うにと注意した」という会

社側の証言を覆すにはいた

らなかつた。本人にとって

は不本意ながら、長期にわた

ることが予想される争い

志村社長宅（生駒市）前での抗議集会



左側で和解することとした。

富田さんのようなケースは、労災に被災した未組織労働者の典型であり、今後の教訓として生かしていきたい。

◆ 労災保険未加入の場合 ◆

不利益は外国人労働者が負う

右手に包帯を巻いた朝鮮族の中国

人女性Mさんが、通訳のため付き添ってきたという在日韓国人の老人とともにセンターを訪れたのは、昨年十一月末のことだった。Mさんは、観光ビザで七月頃に日本に入国し、九月から大阪市内の靴底を作る零細工場で雇われ、靴底にサイズを印刷する機械の操作をやっていた。賃金は一時間七五〇円の時間給だった。ところが、作業にも慣れてきた十一月上旬のある日の午後、作業中にくらしたはずみで右手中指の指先を機械に挟まれてしまった。事業主である主人は、車で彼女を病院へ連れていき、治療を受けたが、診断は「右III指末節挫滅」で以後通院治療中で

あるという。

相談に来ることになった理由はこうだ。なるほど、事業主は毎日の通院の送り迎えもしてくれ、とりあえず怪我をして以降の半月分の賃金ももらっている。しかし、自分はこの先どうなるのか。右中指の先は欠損となることははっきりしているが、どの程度の補償が受けられるのか。言葉の障壁もあって、事業主の意思がどのようなものかも確認できないという。

労災保険未加入で

不利益こうむる外国人労働者

どうもこの事業主は規模から言っ

ても労働保険に未加入であることが予想され、そのための誤解から労災保険の手続きをすることなく、自費で治療を受けさせている可能性が高かった。もしそうだとすれば、最終的に労災保険法上彼女が受けられるはずの補償は危うい。こういう場合は、事業主の真意を聞き、誤解があるなら労災補償制度を説明し、労災保険の加入と請求を勧めた方が話しが早い。電話番号も分からないため、その日のうちに工場を訪問し、主人と会うことにした。

ところが、主人との話しはそう簡単にはいかなかった。「することはして、色々言われる筋合いはない。黙っていてくれたらそれなりのことはするんや。」

未加入であっても労災保険は適用され、保険料はさかのぼって実際に雇っていた一〜二人分を支払えばいいんだからと言っても、「そんなことはちゃんと相談に行って計算もし

てもらってる」。奥さんも話しに加わり、一向にとりあってくれない。やむをえずその場は退散し、改めて説得することにした。

Mさんが受けられる労災補償を予測してみると、療養と休業、そして中指の「用を廃したもの」で障害等級十二級の障害補償が受けられることになる。事業主とのやりとりで判ったのは、医療費と休業補償は実費負担する気のあること、障害の補償については、お見舞い金ぐらいを考えていることだった。とても労災保険による給付にとどかない。それでも事業主は零細事業主としては大きな負担を背負いこむことになる。労災保険の手続きをするほうがどれだけよいだろうか。

説得の仕方を考えていた翌朝、主人から電話があり、労災保険の手続きについての質問。「やれやれ」と思ったのも束の間、今度はMさんに交渉の経過が、通訳をやってくれた

老人からうまく伝わっていなかった。彼女と主人との間で、「一体いくら欲しいんや」「・・・百万円」「何とということを」という具合に決裂してしまった。あらためてMさんに補償制度の仕組みと、心配しなくてよいことを説明し、主人には所属すると思われた事業団体などにも指導をお願いした。そのかいあって、主人は自主的に労災保険の手続きを行い、最終的には障害補償給付も受けることができたという決着をみる事ができた。

零細事業場労働者の実態を映す 外国人労働者の労災問題

観光ビザで入国した外国人労働者の仕事先は零細の事業場であることがほとんどだ。言葉が通じなくても仕事はできる、やればいくらの儲けが入る、そういう仕事なら来てもらおうかということになる。しかし、

そうした事業場は、労働保険未加入が多い。そこへきて資格外就労ということになれば、自費でなんとか解決をと考えるのはある意味で普通のことかも知れない。結局は、零細の事業主と労働者が大きな負担をかぶることになってしまう。おそらく表にでていない同様の災害が多いことだろう。

Mさんは言葉の通じない人々を相手に、大変心細い思いをしたに違いない。そしてMさんが経過の中でたびたび尋ねたのは「いくらもらえるのだろうか」ということだった。日本へくるために借金をしてきたからちゃんと儲けないと帰れないという。中国では美容師だったというMさんは、思わぬ事故で指先を失ってしまった。こうした外国人労働者の労災問題は、零細事業場で働く日本の労働者の無権利状態をより鮮明に表している側面があると考えられる一例であった。

じん肺被災者の横顔

トンネル掘削十五年目の提訴

⑥

三木明一さん

——三木さんがじん肺と診断されたのは随分前のことだと聞きました。

三木 昭和五十一年だからもう十六年前になりますね。

——そうすると、今のじん肺法ではなく、大幅に改訂される前のじん肺法による管理区分決定を大阪労基局から受けたわけですね。当時の経過からお聞きしましょうか。

三木 他のじん肺の人と同じように、やっぱりじん肺と言われる随分前から具合悪い状態が続いていました。ちょっと力を入れる仕事をすれば、しよっちゅう血痰が出たり、咳もひどいという状態でした。当時は、堺市の三井倉庫港運で仕事をしていた

んですが、入っていた全港湾労組の一斉健診でじん肺であると言われ、松浦先生に診断書を書いてもらって申請をしたということです。

じん肺の療養、難しいのは
同僚の理解を得ること

——三木さんの経験した粉じん作業は、トンネル工事と今言われた鋼材置場の仕事ということになります。が、実際の感じとしてはどうですか。

三木 全港湾で取り組んでもらって最後の粉じん作業が三井倉庫での仕事ということになっていますが、今のこんな状態になった原因としては、やっぱりトンネル工事の掘削作業が

ほとんどだと思えます。じん肺で療養しはじめた当時、職場のほうで「なんであいつは休んでお金をもらってるんだ。」と言われ、会社の方からも「うちの会社であんなになるはずなのになんでうちの労災を使うことになるんか」というようなことを言われていました。

——むずかしいところですね。確かに会社の言い分も分かる部分もあるし。

三木 やっぱり一緒に働いていた職場の同僚の理解がなく、「怠けている」ように言われるのはこたえまじい。病気だから実際どうしようもない。全港湾大阪支部でそのへんは助けてもらいました。

——西松建設のトンネル工事だったということですが、掘削作業をしていた当時のことを話してください。

三木 昭和二十七年から三十七年の間、少し期間はあいていますが、西松のトンネル工事、地元の徳島、熊本、

敦賀の北陸トンネル、京都の新幹線と現場をわたりました。全部所属していた掛水班の仕事ですが、粉じんというところで言うと、親方が大変仕事熱心な人で、発破の後ほとんど時間を置かず土煙の中を坑内へ入っていくという感じでした。その親方はもちろんじん肺にかかり、だいぶ前に亡くなりましたが、いつも掘削作業はそういうことでした。

——当時の労働条件とかはどうでしたか。

三木 特に日当いくらというのは覚えていませんが、当時としては、他の土木作業などに比べて実入りは多かったと思います。危険が多いことを除けば、飯場の食事はいい物が出るし、日当はいいし、若い者には良い働き口だという感じがありました。掛水班は七〇人ぐらいの人がいて活気もあり、私の場合は二人の兄と弟一人、男の兄弟は四人全員が掘進夫になっていました。



男兄弟はみな

トンネル工事でじん肺に

——ご兄弟は今どうされていますか。

三木 一番上の兄はじん肺で四七才の時に亡くなり、二番目の兄も現在じん肺で療養中です。弟だけは療養してはおらず、徳島の山で木材関係の仕事をしています。そのうち症状がでてくるのではないかと思えます。まあ、今から考えれば当時のトンネル工事にいてじん肺ならんわ

けがないと思います。それぐらいの粉じんだったということです。

——現在の症状はどうですか。療養を始めた時にくらべて。

三木 やっぱりだいたい衰えたなという気がします。弁天町の駅から診療所まで少し歩くのに、風邪をひいたときなんかはなかなかたどりつけないという状況です。おかげさまで療養を続けてはいるものの、やはり普通の人に比べると衰えが早いなという気がします。

——今度のトンネルじん肺訴訟は管理区分の決定で療養を始めてから十数年を経ての提訴ということ当初から、時効の問題が出ていたが、いま色々お聞きすると、症状は続き、現在も変化しているわけですから、単純に「昔の話だ」とはいかないことが良く判ります。どうぞお体を大切に頑張ってください。

三木 ありがとうございます。こちらこそよろしく。

はじめまして 安藤です

新しく事務局長となりました

安全センターへは大学の先輩の紹介ということになるでしょうが、結局この四月から晴れて常任の事務局長になりました安藤です。自分の時間の多くを費やすわけですから、納得して一生懸命できることを、と考えて決めたいつもりです。

最初は自分にしては珍しく、ちょっとやる気になっていたんですが、新しい生活で疲れたのか、最近は何うかとしていることも多いような気がします。「5月病か?」と言われないように、気をつけます。

若いときの苦労は買ってでも、とまでは思いませんが、安全センターの事務局の一員として皆さんの期待(?)



に添えるよう精進したいと思います。
いろいろとお世話になります。よろしくお願いします。

胸部レントゲン撮影を考える

胸部レントゲン撮影の有効性は? 増刷出来! B 5 32頁 400円

続・胸部レントゲン撮影を考える

続編連載分が冊子になりました。最近の状況など。B 5 22頁 300円

外国人労働者と労働災害

天明佳臣 編著 — その現状と実務 Q & A

労災事件事例の一覧、医療現場からの提言、支援団体一覧、実務 Q & A など
必要な情報を盛り込んだ実践編 刊行 海風書房 定価1845円

三・一 住友生命の既婚女性の昇格差別は均等法違反として既婚女性二人が労働省大阪婦人少年室に職種の変更を求めるとの調停申請。同法で既婚者差別の調停申請は初めて。

三・二 「原発反対」のピラを勤務時間外に配布した組合員五人への懲戒処分を最高裁は適法とし、組合員の上告を棄却。

三・三 看護婦等人材確保促進法案が国会提出へ。

三・四 宮崎県日向灘で訓練中に海中に転落し、韓国人船員一人が死亡、六人が不明。

一九九〇年末に大阪労基局が労災と認定した頸肩腕障害のNTT関西支社の電話交換手ら女性七人に対し、NTTは請求が電電公社時代のものであることを理由に治療費の支払いを拒否していたことが明らかに。

三・六 大阪入管が兵庫県多可郡の建設資材製造会社を摘発、資格外就労でイラン人三人を含む一七人を收容。

三・八 大阪市鶴見区の工場廃液タンク内で作業員一人死亡、一人重体。

三・九 大阪市北区のコンビニエンスストアに強盗、アルバイト店員が刺され、重傷。

三・一〇 新日鉄名古屋で高炉の改修中に転落死。

川崎市の高校でロッカーが爆発、点検中の教諭が指を切断するけが。

三・一三 長崎県対馬のホテルでプロパンガスが爆発、一人焼死、九人がけが。

三・一七 川崎市の印刷会社で、右腕を失うけがをした外国人労働者が、安全配慮を怠っていたとして会社を相手に七千九百万円請求。

JR発足後の勤労水戸の組合員三人の配転を不当労働行為と水戸地裁が認定。

日本・イラン両国政府は、査証(ビザ)免除措置を四月一五日から一時停止に。イラン人の日本国内での資格外就労が増加のため。

三・二二 介護休業中の賃金は無給が八四・五%。(連合・介護休業制度調査)

三・二四 ロシアのレニングラード3号機で原発放射能漏れ事故レベルは?。

三・二七 日本生命のコース別管理制度が均等法違反とする昨年一月女性社員一九名の調停申請を、労働省大阪婦人少年室が門前払い。

三・二八 公務員の完全週休二日制関連法が成立。国家公務員は六月から、地方公務員は各自自治体の実情により七月以降順次。

「関西労災職業病 定期購読について」

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284
 ☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

『ふる本の時代屋』

不要になった本がありましたら下さい。とりに行きます。紙谷まで

※コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 2F ☎(06)465-5441

此花労働者センター

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
 TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672